

議案第 5 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 2 月 21 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和 31 年桐生市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100 分の 220」を「100 分の 212.5」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
(令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「新条例」という。)第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、新条例第 6 条第 2 項により算定される期末手当の額から、令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に、220 分の 15 を乗じて得た額を減じた額とする。
(委任)
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

議 案 説 明

議案第 5 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に準じ、議会の議員の期末手当の支給月数について所要の改正を行おうとするものです。